

地域型保育事業のご案内 (家庭的・小規模保育事業)



宇治市 福祉こども部 保育支援課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

TEL 0774-20-8732 (直通)

<地域型保育事業の概要> (※令和5年11月1日現在)

宇治市では、待機児童解消の取り組みとして、地域型保育事業を実施しています。

少人数の児童を保育する「家庭的保育事業」を計6カ所、30名、「小規模保育事業」を計6カ所、87名の定員で実施しています。

この事業は、保育所等に入所申請中の3歳未満の児童が対象です。

<家庭的保育事業実施施設>

	実施法人	所在地	連携施設	電話番号	定員	保育時間
1	社会福祉法人 あけぼの会	木幡花揃 8番地の1	登りこども園	32-3811	15名	7時30分 ～18時30分
2		木幡赤塚 17番地の3				
3		木幡陣ノ内 29番地の19				
4	社会福祉法人 心華会	神明石塚 54番地の323	ひいらぎこども園	44-0652	10名	7時30分 ～18時30分
5		開町 31番地の9				
6	社会福祉法人 かおり福祉会	伊勢田町ウトロ 1番地の26	伊勢田こども園	43-5126	5名	7時30分 ～18時30分

※入所月齢は施設によって異なります。

※1・2・3の施設、4・5の施設は同一法人が運営し、児童の月齢等によって保育の実施場所が施設間で変わることがあります。

<小規模保育事業実施施設>

	施設名	実施法人	所在地	連携施設	電話番号	定員	保育時間
1	のぼり小規模 保育園	社会福祉法人 あけぼの会	六地藏奈良町 74番地の1 パデシオン六地藏 フォレストタワー1階	第2登りこども園	38-0113	15名	7時00分 ～20時00分
				登りこども園	32-3811		
2	同胞こども園 小規模	社会福祉法人 同胞会	こうのとりの家(0・1歳児) 広野町西裏 100番地の64	同胞こども園	44-3632	9名	7時30分 ～18時30分
			こぼとの家(0・1・2歳児) 広野町西裏 101番地の7 第3クレスビル2階			18名	
3	ほっとすぺーす いせだ	社会福祉法人 かおり福祉会	伊勢田町若林 29番地 伊勢田職員宿舎 A103号	伊勢田こども園	43-5126	15名	7時30分 ～18時30分
4	さくらんぼ ルーム	社会福祉法人 白菊福祉会	五ヶ庄梅林官有地 宇治市立東宇治幼稚園内	いずみこども園	20-0064	15名	7時30分 ～18時30分
5	野の花	社会福祉法人 同胞会	槇島町南落合 17番地の13 2階	こひつじこども園	20-1295	15名	7時30分 ～18時30分

※入所月齢は各施設ともに5ヵ月からです。

※2の施設は、同一法人が運営し、児童の月齢等によって保育の実施場所が施設間で変わることがあります。

※2の施設は、0・1歳児においては、保育の実施場所を選択することができません。

※4の施設は、東宇治幼稚園の空き教室を利用した施設です。

※4の施設は、令和7年3月31日にて、運営を終了する予定です。

<地域型保育事業（家庭的・小規模保育事業）の申込み>

○ 申込方法

通常の保育所等入所の申込み手続きをしてください。

保育所等入所申込書の「希望保育所等」欄の横に、家庭的保育事業・小規模保育事業の利用希望の有無を記入いただく欄がありますので、この欄に希望される施設を記入してください。

保育所等入所申込書については「保育所等入所申込みのしおり」を参照ください。

※家庭的保育事業及び小規模保育事業は、保育所等を待機されている方が対象のため、地域型保育事業（家庭的・小規模保育事業）のみを希望することはできません。

○ 申込期間

保育所等の入所申込期間と同じです。

○ 保育料について

地域型保育事業（家庭的・小規模保育事業）の保育料については、保育所等に登園する子ども（3歳未満児）の料金と同額です。また、保育料の多子軽減も適用されます。

例）第1子が保育所（園）、第2子が家庭的保育事業 → 第2子は半額（1/2軽減）となります。

※ その他の費用としては、出席帳や氏名印などの実費があります。

※ 保育料は直接施設へお支払いいただきます。

※ 支払方法については、施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

～さくらんぼルーム((福)白菊福祉会)の、小規模保育事業を希望される方へ～

さくらんぼルーム((福)白菊福祉会)は、東宇治幼稚園の空き教室を利用して実施している小規模保育事業実施施設です。この施設の利用をご希望されるにあたっては、以下の点をご了承のうえ、お申込みください。

運営期間について

令和7年3月31日にて運営を終了する予定です。

定員について

定員は2教室で合計15名になります。

園庭の利用について

園庭の利用は、幼稚園と調整のうえ、幼稚園の利用のない時間帯を中心に利用することになります。

車での送迎について

次の時間帯は幼稚園児の登園・降園にあたるため、小規模保育事業利用者の車での送迎は禁止されます。

- ・朝 8:30～9:15
- ・昼 14:00～14:30(水曜日 11:45～12:15)
- ・その他、幼稚園の行事等で別途指定される時間帯

ご協力よろしくお願いします



<Q&A>

質問	回答
休日は？	日祝日及び年末年始です。 ※土曜日の保育時間は、施設によって異なります。直接ご確認ください。
保育内容は？	保育内容については、運営する社会福祉法人がその指導・支援にあたります。また、必要に応じて、社会福祉法人の運営する保育所等連携施設と連携して保育が実施されます。子どもの健康診断や給食も実施されます。
送迎場所は？	原則、家庭的保育事業・小規模保育事業の施設へ直接送迎していただきます。
施設に園庭はあるの？	保育所等のような大きな園庭はありませんが、庭がある施設では庭で遊ぶとともに、近くの公園や保育所等の園庭を利用します。
慣らし保育は？	通常の保育所等の入所と同様、最初は短い保育時間からスタートし、子どもの状況に応じて徐々に保育時間を延ばしていきます。
希望している保育所等に空きがでたら？	家庭的保育事業や小規模保育事業を利用中、年度途中で希望している保育所等に空きが出た場合、入所選考を行い、入所の案内ができる場合には、別途連絡します。
他の家庭的保育事業・小規模保育事業の施設に利用変更できるの？	家庭的保育事業や小規模保育事業利用中に、引っ越しなどの特別な理由があれば利用施設変更の希望を受け付けます。その際には、保育所等の希望園変更とは別に変更申込書の提出が必要です。変更申込書を提出しても、必ず利用施設を変更できるものではありません。
家庭的保育事業や小規模保育事業を利用していれば、保育所等の申込みは必要ないの？	家庭的保育事業や小規模保育事業を利用されていても、次の年度の一斉入所については改めて入所申込の手続きが必要です。手続きをされない場合は、家庭的保育事業や小規模保育事業の利用もできなくなります。



その他ご不明な点がございましたら、

☆ 気軽に保育支援課まで

お問い合わせください。

